

市民の皆さんの市民活動を応援します

浦安市市民活動総合補償保険

ご案内



浦安市 市民経済部 市民参加推進課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

TEL 047-712-6059

Eメール shiminsanka@city.urayasu.lg.jp

市民活動総合補償保険とは

市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるよう、市民活動中の賠償責任事故や傷害事故について補償するものです。

対象となる活動

市が主催・共催する事業、または市民団体などが本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的な公益性のある直接的活動が対象となります。ただし、この保険はすべての市民活動中の事故を補償の対象とするものではありませんので、必要な範囲で団体ごとに活動内容に即した保険に加入することをおすすめします。

対象者

【賠償責任保険】

市、市が出資した法人、またはこれに準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者および市民活動のスタッフ

【傷害保険】

市民活動の指導者、スタッフおよび参加者

(注記:参加者とは、市民活動に参加する者をいい、活動の観覧者や応援者は含みません)

【特定疾病】

市民活動の指導者、スタッフおよび参加者

(注記:参加者とは、市民活動に参加する者をいい、活動の観覧者や応援者は含みません)

対象とならない活動

- ・有償で行う活動（参加費の費用弁償は除く）並びに、政治、宗教および営利を目的としたもの。
- ・市民団体の構成員または市民の故意によるもの。
- ・市民団体の構成員または市民が所有し、使用し、または管理する自動車などまたは動物によるもの。
- ・市民団体の構成員または市民の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるもの。
- ・市民団体の構成員または市民の自動車などの酒酔い運転または無資格運転によるもの。
- ・戦争、革命、内乱、労働争議または騒じょうによって生じたもの。
- ・地震、噴火、津波、洪水その他自然現象に起因するもの。
- ・海外（日本国以外）で発生したもの。
- ・山岳登山（登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。
- ・車輛、船舶もしくは航空機に搭乗または運転、操縦している間。
- ・社会体育活動（練習、試合、合宿、遠征中など）参加者の傷害事故（指導者及びスタッフは除く）
- ・その他、保険契約に係る保険契約並びに各種特約及び各種特約条項において免責される事故

補償の内容

(1) 賠償責任事故

区 分	てん補限度額	免責金額
身体賠償	1人 6,000 万円 1事故 2 億円	1 事故について身体賠償・財物賠償・ 受託物賠償とも 5,000 円
財物賠償 (施設賠償および生産物賠償)	1 事故 100 万円	
受託物賠償	1 事故 100 万円	

※保険期間中の支払限度額は、生産物賠償・受託物賠償は 100 万円とする。

(2) 傷害事故

区 分	補償金額
死亡補償 (傷害により、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき)	1 人 500 万円
後遺障害補償 (傷害により、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じたとき)	1 人 15 万円 から 500 万円
入院補償 (事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院で、180 日を限度)	1 人 1 日 3,000 円
手術補償 (事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術)	手術の種類に応じて、入 院補償金の日額の 10 倍、 20 倍または 40 倍の額
通院補償 (事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院で、90 日を限度)	1 人 1 日 2,000 円

(2) - 1 特定疾病 (日射病、熱中症 (熱射病)、及び O-157 等の細菌性食中毒を指す)

区 分	補償金額
死亡補償 (障害により、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき)	1 人 200 万円
後遺障害補償 (特定疾病により、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた とき)	1 人 200 万円
入院補償 (事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院で、180 日を限度)	1 人 1 日 3,000 円
通院補償 (事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院で、90 日を限度)	1 人 1 日 2,000 円

※入院補償金および通院補償金は、1 日目から給付します。(傷害事故及び特定疾病)

※入院・通院補償金の支払いは、入院通院合わせて 180 日を限度とする。(傷害事故及び特定疾病)

※特定疾病事故において、後遺障害補償金が支払われた場合には、死亡補償金は支払われません。

事故が発生した場合

事故が起きた際の提出書類については、当該市民活動や市民活動団体に関する事務を所管する部署が行います。担当部署からお渡しする事故報告書に必要事項を記入し、活動内容が確認できる書類と一緒にご提出ください。その後、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。

なお、保険会社に請求手続きをした場合でも、対象となる事故と認定されない場合は、保険金が支払われませんのでご了承ください。

よくあるお問い合わせ

Q. 活動場所へ向かう途中でけがをしました。活動中ではありませんが補償対象となりますか。

A. 自宅から活動場所へ向かう途中でのけがは対象になります。ただし、途中で寄り道をした場合のけがは対象となりません。

Q. 有償で行う活動は補償の対象外とありますが、非営利の有償ボランティア活動は補償対象となりますか。

A. 交通費や食事代などの実費相当分程度であれば対象となります。

Q. 市民総合補償保険が適用になるなら、現在加入している保険を解約しても大丈夫ですか。

A. この保険は、広く市民活動を行う方の万が一の事故に対応するため、最低限の補償を確保する制度です。ご自身の団体の活動内容に見合った補償範囲の保険をご検討ください。なお、当制度は傷害事故に関しては任意で加入した保険と併用できる場合があります。